平成２１年（フ）第４４８３号
大阪市淀川区東三国２丁目10番８―605号、開始決定時の住所大阪府吹田市片山町１丁目１番3603号
破産者　赤澤　洋平
1　破産債権の届出期間　平成22年１月５日まで
2　一般調査期日　平成22年３月１日午後３時30分
平成21年11月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２０８号
埼玉県川越市熊野町14番地５大河原アパート201号室、開始決定上の住所埼玉県ふじみ野市亀久保1762番地16
破産者　杉山　信行
1　破産債権の届出期間　平成22年１月６日まで
2　一般調査期日　平成22年２月17日午前11時30分
平成21年11月25日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１５９号
香川県丸亀市土器町東７丁目164番地　サーパス土器公園910号
破産者　髙田　知重
1　破産債権の届出期間　平成22年１月７日まで
2　一般調査期日　平成22年３月25日午前10時
平成21年11月26日　高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第５８号
愛知県一宮市公園通３丁目11番地
破産者　有限会社丸一
1　破産債権の届出期間　平成22年１月８日まで
2　一般調査期日　平成22年３月２日午前10時30分
平成21年11月24日
名古屋地方裁判所一宮支部

最後配当に関する除斥期間

平成１６年（フ）第１００２号
福岡市東区若宮４丁目７番33―302号、破産宣告時の住所福岡市東区若宮２丁目10番５号
破産者　緒方　吉朝
除斥期間　平成21年12月３日まで
平成21年11月24日
福岡地方裁判所第４民事部

債権者集会招集

平成２０年（フ）第２３３号
福岡県久留米市城島町大依258番地
破産者　株式会社シキカツ木工
1　期日　平成21年12月14日午前10時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年11月25日
福岡地方裁判所久留米支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第９９号
山口県萩市大字山田4074番地の４
破産者　萩レンタカー株式会社
異議申述期間　平成21年12月24日まで
平成21年11月24日　山口地方裁判所萩支部

平成２０年（フ）第２７５号
山口県宇部市大字中宇部229番地の４
破産者　シンクロテック株式会社
異議申述期間　平成21年12月28日まで
平成21年11月26日　山口地方裁判所宇部支部

平成１９年（フ）第１８６号
富山市山室64番地１、開始決定時の住所富山県射水市本田47番地
破産者　髙越　清一
異議申述期間　平成22年１月13日まで
平成21年11月25日　富山地方裁判所高岡支部

平成１８年（フ）第１４５号
石川県加賀市黒崎町ヌの97番地の１
破産者　元谷　豊
異議申述期間　平成22年１月15日まで
平成21年11月26日　金沢地方裁判所小松支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２６４号
愛知県岩倉市下本町天神塚38番地１　野村スティツ岩倉五条川807号
破産者　河端　章三
免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
平成21年11月24日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２６５号
愛知県岩倉市下本町天神塚38番地１　野村スティツ岩倉五条川807号
破産者　河端　睦子
免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
平成21年11月24日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１７４０２号
東京都品川区北品川５丁目14―19
破産者　小林　誠
免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
平成21年11月25日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２１年（ヒ）第２１１５号
東京都港区虎ノ門２丁目２番５号
清算株式会社　株式会社アゼックスコーポレーション
代表清算人　柳井　晃
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第２１１７号
東京都中央区日本橋浜町３丁目42番３号
清算株式会社　株式会社ウィズランド
代表清算人　吉田　昌稔
1　決定年月日　平成21年11月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第６号
群馬県安中市板鼻245番地
清算株式会社　群馬酒造株式会社
代表清算人　小山潤一郎
1　決定年月日　平成21年11月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（ヒ）第２０９３号
東京都港区六本木４丁目５番２号
清算株式会社　株式会社エソール
1　決定年月日　平成21年11月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第３３号
横浜市中区扇町２丁目４番地２
清算株式会社　株式会社１０２１テクノロジーズ
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件協定を認可する。
横浜地方裁判所第３民事部

更生手続における包括的禁止命令

平成２１年（ミ）第３２号
高松市藤塚町１丁目11番22号
開始前会社　株式会社穴吹工務店
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次の行為をしてはならない。
1　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものに基づく強制執行、仮差押え、仮処分又は担保権の実行
2　上記更生債権又は更生担保権となるものを被担保債権とする留置権による競売
3　国税滞納処分（共益債権を徴収するためのものを除き、国税滞納処分の例による処分（共益債権を徴収するためのものを除く。）を含む。）
平成21年11月24日
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ミ）第３３号
高松市藤塚町１丁目11番22号
開始前会社　株式会社エイシィカンパニーグループ
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次の行為をしてはならない。
1　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものに基づく強制執行、仮差押え、仮処分又は担保権の実行
2　上記更生債権又は更生担保権となるものを被担保債権とする留置権による競売
3　国税滞納処分（共益債権を徴収するためのものを除き、国税滞納処分の例による処分（共益債権を徴収するためのものを除く。）を含む。）
平成21年11月24日
東京地方裁判所民事第８部